

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から同年6月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、平成8年4月から同年6月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

20年近く厚生年金保険、国民年金を納付してきたが、年金記録を確認したら、8年4月から6月の3か月分だけが未納となっていた。ずっと支払っていると確信していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、現在までの国民年金加入期間（16年間）のうち、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、また、その大半の期間（10年間）において前納制度を利用して保険料を納付しているなど、年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

さらに、申立人は厚生年金保険と国民年金の切替手続を適切に行っていること、及び過去の未納期間の国民年金保険料を過年度納付しており、未納期間の解消に努めていたことがうかがえることなどから、あえて申立期間のみの保険料を納付しなかったとは考え難い。

加えて、申立人の申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立期間の前後の期間が納付済みであることから、申立期間が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間①のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和34年4月1日に、申立期間②の同社C事業所における資格喪失日に係る記録を35年9月1日に訂正し、標準報酬月額については、申立期間①及び②は1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年3月30日から同年4月1日まで
② 昭和35年8月29日から同年9月1日まで
③ 昭和35年9月10日から同年10月15日まで

昭和28年4月から35年8月末までA社に勤務したが、申立期間①及②について、厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。また、申立期間③について、昭和35年9月からD社に勤務したが、最初の1か月について被保険者記録が欠落している。

いずれの期間も厚生年金保険に加入していたはずなので、被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人が提出した源泉徴収票及びA社の事務担当者の証言などから判断すると、申立人がA社に昭和35年8月31日まで継続して勤務し（昭和34年4月1日に同社B事業所から同社C事業所へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺

事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間③については、事業所保管の人事記録、在籍証明書及び雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書から、臨時職員として勤務していたことは確認できるものの、保険料控除に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い上、事業所の事務担当者及び複数の同僚の証言から、当時は入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかったことが認められる。

これら申立内容及び収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①について、A社における資格喪失日に係る記録を昭和48年1月9日に訂正し、標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

また、申立期間②について、A社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和52年9月2日に訂正し、標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年9月10日から48年1月9日まで
② 昭和52年9月2日から同年10月21日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を得た。申立期間①及び②ともに、A社グループ内の人事異動のあった時期であり、継続して勤務していた。保険料控除の事実が確認できる給与明細書、源泉徴収票があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書、源泉徴収票及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社及びその関連会社に継続して勤務し(昭和48年1月9日にA社からC社D事業所に異動、52年9月2日にA社E事業所から同社B事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、申立期間①については6万8,000円、申立期間②については19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険

事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和55年11月1日にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得し、途中、退職することなく継続して勤務していた。給与明細書から昭和57年1月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、申立期間について加入記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する給与明細書及び事業主の証言から判断すると、申立人は、A社に係るグループ会社に継続して勤務し（昭和57年2月1日に同社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和56年12月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主が昭和57年1月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から同年12月までの期間及び平成8年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から同年12月まで
② 平成8年2月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料納付記録について照会したところ、「当該期間の国民年金保険料は厚生年金保険加入のため、還付済み」との回答をもらった。還付を受けた記憶は無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料に係る還付金を受け取っていない。」と主張しているが、申立期間は厚生年金保険に加入している期間であり、重複して国民年金保険料を納付していたことが確認できることから、申立期間の国民年金保険料が還付されていることについて不自然さは見られない。

また、社会保険事務所の国民年金保険料還付整理簿には、還付対象期間、還付金額、還付決定日及び還付支払日が記載されており、この記載内容に不合理な点は見当たらない。

さらに、町役場が保有する申立人の被保険者名簿には、申立期間の保険料について、還付処理されたことが記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 547

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 7 年生 (死亡)
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会申出書を提出したところ、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。国民年金保険料は、夫が夫婦二人分を納付していたので、自分だけ未納とされていることに納得がいかない。

(注) この申立ては、死亡した申立人 (母) の子が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等) は無く、申立人自身は国民年金の保険料納付に関与しておらず、納付をしていたとする夫はすでに他界していることから、国民年金の保険料納付状況が不明である。

また、市職員からの聴取によると、「国民年金制度発足時、加入手続はしたものの、保険料を納付しない被保険者が多かったことから、納付していなかった証拠として、未納者の国民年金被保険者名簿を金庫に保管していた。」と証言しており、事実、申立人の国民年金被保険者名簿はその金庫に保管されている。

さらに、申立人の国民年金被保険者名簿の納付記録には、昭和 36 年 4 月から 9 月までの期間について「時効」の押印が確認できることから、保険料を納付していたものとは推認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 1 月 7 日から 43 年 8 月 31 日まで
② 昭和 44 年 1 月 7 日から 47 年 12 月 31 日まで
③ 昭和 49 年 10 月 20 日から 54 年 12 月 24 日まで

申立期間①についてはA社、申立期間②についてはB社、申立期間③についてはC社に勤務していたが、社会保険事務所で確認したところ、いずれも厚生年金保険の加入記録が見当たらないと言われた。当時の資料は残っていないが、給与から保険料が引かれていたはずなので、申立期間について被保険者として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

すべての申立期間について、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料が無く、雇用保険の加入記録も確認できない。

また、申立期間①について、申立てに係る事業所によれば、当時の人事記録及び賃金台帳等はすでに廃棄したとしている上、申立人が同僚として名前を挙げた者から聴取したところ、「申立人と一緒に仕事をしていたことはあるが、申立人は下請けの事業者であり、A社の社員ではなかった。」との証言を得た。

さらに、申立期間②及び③について、社会保険事務所の記録を調査しても、申立てに係る事業所について適用事業所としての記録が見当たらず、申立人から聴取しても、当時の同僚の名前を姓のみしか記憶していないなどの事情から、申立てに係る事実を確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 31 日から 35 年 2 月 28 日まで
② 昭和 35 年 8 月 1 日から 36 年 1 月 9 日まで

私は、A社に、昭和 31 年 9 月 21 日から 62 年 4 月 1 日まで継続して勤務しており、一度も退社していない。私は、特別優秀職員として認められて厚生年金保険の被保険者となった昭和 33 年 5 月から二級職員になった 36 年 5 月 1 日までの期間、雇用形態及び身分等変わることなく勤務していたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

当時の支店長の証言から判断すると、申立人がA社B出張所及びC支店に勤務していたことを推認することができる。しかし、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は、「入社当初、歩合給制職員として勤務し、昭和 33 年 5 月に特別優秀職員に認められて厚生年金保険及び健康保険の被保険者となって以来、雇用形態及び身分等変わることなく 36 年 5 月 1 日まで勤務していた。」と主張しているが、A社の当時の事務取扱いについては、「その後の営業成績によっては、被保険者資格を喪失する場合もあった。」との証言が得られているところ、申立期間当時の状況が確認できる資料や周辺事情は見当たらない。

さらに、申立期間について、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の厚生年金保険の加入記録を確認することはできない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 4 月ごろから 51 年 9 月ごろまで
A社で間違いなく勤務していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書及びB社（A社から名称変更）の保管する雇用者名簿において、昭和 48 年 6 月 16 日からA社において勤務していたことが確認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険庁の保有するオンライン記録によれば、雇用者名簿に名前の記載のある 29 人中、厚生年金保険の加入が確認できるのは 1 人のみであり、申立人の申立期間については厚生年金保険の加入を確認することができない。さらに、同僚等の記憶も無く、当時の状況を確認することができない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。